公益社団法人上越観光コンベンション協会旅行商品造成促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、上越市（以下「本市」という。）の観光振興による市内経済の活性化を図るため、本市を訪れる募集型企画旅行（以下「企画旅行」という。）を企画する旅行会社に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる旅行会社（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）第１条の２に基づく第一種旅行業務、第二種旅行業務及び第三種旅行業務の登録を受けた旅行会社とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の第１号から第５号までのいずれの要件も満たし、かつ、第６号から第７号までのいずれかの要件を満たす企画旅行とする。

⑴　本市外を発着地とする貸切バスを利用した団体旅行で、参加する人数が運転手、バスガイド及び添乗員を除いて１０人以上であること。

⑵　原則として、旅行に参加する人すべての行程が同一であり、行程表等に宿泊先及び立ち寄り先について明記すること。

⑶　土産物施設に立ち寄る場合は、滞在時間が３０分以上であること。

⑷　協会が実施するアンケートに必要事項を記入し、協会に提出すること。

⑸　補助金の交付を受けるに当たり、本市及び協会から他の補助金等の交付を受けていないこと。

⑹　協会が指定する飲食施設、土産物施設、交通機関、観光施設等（以下「有料施設等」という。）に２か所以上立ち寄りすること。ただし、２か所のうち交通機関は１か所以内とし、同一施設内で複数の有料施設等に立ち寄る場合は、１か所として数える。

⑺　協会が指定する宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設をいう。）に１泊以上すること。ただし、宿泊場所が本市外の場合は、前号に定める立ち寄りとは別に、本市内の有料施設等に２か所以上立ち寄ること。なお、立ち寄りについての条件は前号の規定に準じるものとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、観桜会の会期中を除き実施される企画旅行に係る経費とする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、一の企画旅行で使用した貸切バス１台につき、次の表の左欄に掲げる企画旅行の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 交付額 |
| 立ち寄りのみ | ２５，０００円／台 |
| 宿泊のみ | ２５，０００円／台 |

２　申請が予算の限度額に達した場合は、協会のホームページにて事業終了の旨を告知するものとする。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする旅行会社は、旅行商品造成促進事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、企画旅行実施日の前日から起算して１５日前までに協会に提出しなければならない。

⑴　旅行行程表及び企画書面（旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件等に関する企画の内容を記載した書面）

⑵　その他公益社団法人上越観光コンベンション協会会長が必要と認める書類

２　協会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　決定

定したときは、旅行商品造成促進事業補助金交付　　通知書（第２号様式）により通知す

却下

るものとする。

（実績報告及び補助金請求）

第７条　補助金の交付決定を受けた旅行会社は、事業が完了したときは、ツアー完了日の翌日から起算して３０日以内に旅行商品造成促進事業補助金実績報告書兼請求書（第３号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　前条の実績報告書を適当と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取り消し等）

第９条　この要綱により補助金の交付を受けた旅行会社が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

この要綱は、令和３年１２月１７日から実施する。

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。